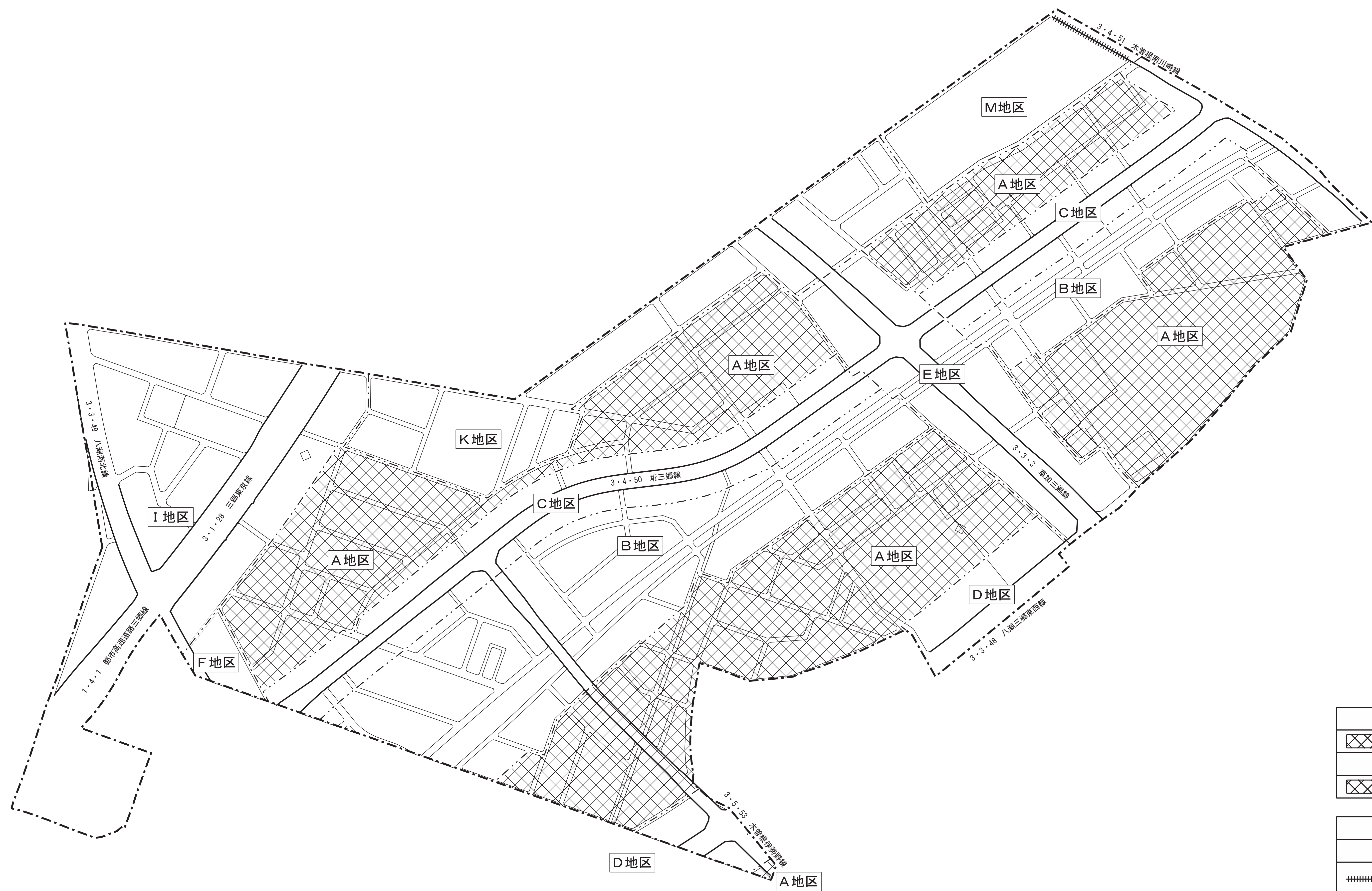
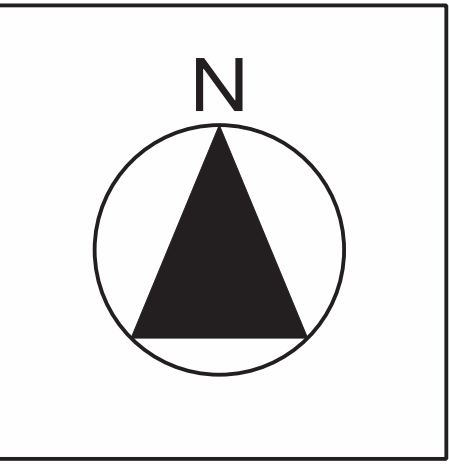


八潮南部東地区地区計画 地区整備計画図（建築物等に関する事項）（変更後）

〔八潮市決定〕



凡 例	
地区計画区域・ 地区整備計画区域	— · — · — · — · —
地 区 の 区 分 線	- - - - -
道 路	=====
都 市 計 画 道 路	=====

地区整備計画《建築物等の用途の制限》	
 を除く 全域	建築物等の用途の制限
全域	建築物等の敷地面積の最低限度
	建築物等の高さの最高限度

地区整備計画《壁面の位置の制限》	
全域	道路境界線から1 m以上とする
	道路境界線から1 m以上とする なお、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が5 0 m ² を超える建築物の外壁等は、道路境界線から5 m以上とする

地区整備計画《かき又はさくの構造の制限》	
全域	道路に面する側にかき又はさを設ける場合は、次に掲げるものとする ただし、ゴミ集積所の囲障及び門柱、門扉等は、この限りではない 1. 生垣 2. 道路面からの高さが根柢6 0 cm以下の基礎の上に植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3. 前各号以外の構造のもの高さについては、道路境界線からの水平距離以下とする 4. 他の法令等にかき又はさくの構造について制限があるものについては、上記規定を拘束せずその例による

